

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条～第25条（略） （期末手当） 第26条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める職員に限る。第29条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の107.5、12月に支給する場合には100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第27条～第33条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年12月2日から施行し、令和3年12月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第25条（略） （期末手当） 第26条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める職員に限る。第29条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第27条～第33条（略）</p>

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条～第8条（略） （給与）</p> <p>第9条（略） 2～3（略）</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の62.5</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける再雇用職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける再雇用職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める再雇用職員等に限る。以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の52.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の再雇用職員等の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>5～14（略）</p> <p>第10条～第13条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年12月2日から施行し、令和3年12月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第8条（略） （給与）</p> <p>第9条（略） 2～3（略）</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける再雇用職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける再雇用職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める再雇用職員等に限る。以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の62.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の再雇用職員等の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>5～14（略）</p> <p>第10条～第13条（略）</p>

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条～第7条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第8条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与規程第26条第2項の規定の準用については、同条同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第15条（略）</p> <p><u>附 則</u> この規則は、令和3年12月2日から施行し、令和3年12月1日から適用する。</p>	<p>第1条～第7条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第8条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与規程第26条第2項の規定の準用については、同条同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第15条（略）</p>

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条～第11条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第12条 特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第2項の規定の準用に関しては、同条同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>2～9（略）</p> <p>第13条～第20条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和3年12月2日から施行し、令和3年12月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第11条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第12条 特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第2項の規定の準用に関しては、同条同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>2～9（略）</p> <p>第13条～第20条（略）</p>

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条～第6条（略） （期末手当） 第7条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3～5（略） 第8条～第14条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年12月2日から施行し、令和3年12月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第6条（略） （期末手当） 第7条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3～5（略） 第8条～第14条（略）</p>

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条～第25条（略） （期末手当） 第26条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める職員に限る。第29条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第27条～第33条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第25条（略） （期末手当） 第26条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める職員に限る。第29条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の107.5、12月に支給する場合には100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第27条～第33条（略）</p>

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条～第8条（略） （給与）</p> <p>第9条（略） 2～3（略）</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける再雇用職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける再雇用職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める再雇用職員等に限る。以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の57.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の再雇用職員等の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>5～14（略）</p> <p>第10条～第13条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第8条（略） （給与）</p> <p>第9条（略） 2～3（略）</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の62.5</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける再雇用職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける再雇用職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める再雇用職員等に限る。以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の52.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の再雇用職員等の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>5～14（略）</p> <p>第10条～第13条（略）</p>

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条～第7条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第8条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与規程第26条第2項の規定の準用については、同条同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第15条（略）</p> <p><u>附 則</u> この規則は令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第7条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第8条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与規程第26条第2項の規定の準用については、同条同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第15条（略）</p>

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条～第11条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第12条 特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第2項の規定の準用に関しては、同条同項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。</p> <p>2～9（略）</p> <p>第13条～第20条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第11条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第12条 特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第2項の規定の準用に関しては、同条同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とし、「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。</p> <p>2～9（略）</p> <p>第13条～第20条（略）</p>

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条～第6条（略） （期末手当） 第7条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3～5（略） 第8条～第14条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条（略） （期末手当） 第7条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3～5（略） 第8条～第14条（略）</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程等の一部改正について

1 改正の趣旨

令和3年11月10日から12月2日まで神奈川県立病院労働組合・自治労神奈川県立病院機構労働組合ほか2組合と交渉し、過半数代表者の同意を得られたことから

- ア 職員の給与に関する規程
- イ 再雇用職員等に関する就業規則
- ウ 任期付研究員に関する就業規則
- エ 任期付職員に関する就業規則
- オ 役員報酬規程

について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 令和3年度給与(期末手当)改定の内容(令和3年12月期)(第13号議案～第17号議案)

ア 職員(契約職員及び一般任期付職員も職員に準じる)及び特定幹部職員

令和3年度期末手当	職員		特定幹部職員	
	現行	改正	現行	改正
12月期	1.275月	1.125月	1.075月	0.925月

イ 再雇用職員及び特定幹部再雇用職員

令和3年度期末手当	再雇用職員		再雇用 特定幹部職員	
	現行	改正	現行	改正
12月期	0.725月	0.625月	0.625月	0.525月

ウ 任期付研究員

令和3年度期末手当	現行	改正
12月期	1.675月	1.575月

エ 特定任期付職員

令和3年度期末手当	現行	改正
12月期	1.675月	1.575月

オ 役員

令和3年度期末手当	現行	改正
12月期	1.675月	1.575月

(2) 令和4年度給与(期末手当)改定の内容(第18号議案～第22号議案)

ア 職員(契約職員及び一般任期付職員も職員に準じる)及び特定幹部職員

令和4年度期末手当	職員		特定幹部職員	
	(1)改正後	改正	(1)改正後	改正
6月期	1.275月	1.2月	1.075月	1.0月
12月期	1.125月	1.2月	0.925月	1.0月

イ 再雇用職員及び再雇用特定幹部職員

令和4年度期末手当	再雇用職員		再雇用 特定幹部職員	
	(1)改正後	改正	(1)改正後	改正
6月期	0.725月	0.675月	0.625月	0.575月
12月期	0.625月	0.675月	0.525月	0.575月

ウ 任期付研究員

令和4年度期末手当	(1)改正後	改正
6月期	1.675月	1.625月
12月期	1.575月	1.625月

エ 特定任期付職員

令和4年度期末手当	(1)改正後	改正
6月期	1.675月	1.625月
12月期	1.575月	1.625月

オ 役員

令和4年度期末手当	(1)改正後	改正
6月期	1.675月	1.625月
12月期	1.575月	1.625月

3 施行期日等

(1) 2 (1) 令和3年12月2日施行、令和3年12月1日適用

(2) 2 (2) 令和4年4月1日施行